



今月号のテーマ

お知らせ～確定申告について～  
 決算を迎える企業経営者へ（柏田）  
 年金収入者の申告不要制度（関川）  
 平成23年度税制改正の追加成立事項（村形）

### お知らせ～確定申告について～

今年も確定申告の時期が近づいてきました。毎年のことではありますが、税制改正等により異なる取り扱いもございます。確定申告が必要な方や確定申告で還付を受けられる方は、ご不明点等がございましたら弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。

今年の申告納付期限は下記の通りです。

【所得税】3月15日（木） 【消費税等】4月2日（月） 【贈与税】3月15日（木）

\*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（金）、消費税等は4月25日です。

振替納税とは、預貯金口座からの自動振替により所得税や消費税等を納付することをいいます。

上記の申告期限までに、一定の申請を行うことによって振替納税を行うことができます。

### 決算を迎える企業経営者へ（柏田）

3月決算の企業はかなり多いことかと思いますが、残り2カ月を切りました。

そこで改めて経営者として皆様が意識的に行わなければならない事柄をお伝えしたいと思います。

#### 1. 決算対策

まず直近試算表を整備して以降3月までの予想を加えたうえでの決算着地見込を算定してみましょう。当初計画した目標利益等に達しているか、納税負担はどの程度か、などなどチェックします。

納税負担を軽減したい経営者としては、各種節税対策を講じましょう。なかでも来年度実行する予定のイベントがあれば、当期に前倒しで資金投下することで税負担が減るパターンが構築出来れば極めて効果的です。

金融機関が御社を評価する指標「信用格付」は今後の資金繰りに大きな影響を及ぼします。財務数値の改善にむけ残り2カ月で取組ことも一案です。

#### 2. 当年度の反省

全科目について、当初策定した事業計画に沿って計上出来たかどうか反省しましょう。金額の大小・財務指標からの分析だけでなく、実感として目指すべき結果だったのかじっくり振り返る機会をぜひ設けてみて下さい。

#### 3. 事業計画（＝予算）の策定

科目毎に行った当年度反省を踏まえ、それぞれを改善させるべく策定して下さい。

個々の数値目標は経営者が目指す設定オンリーでも結構ですが、ぜひ「現場からの積み上げ」も意識して下さい。

資金繰りは企業経営の大きな課題です。銀行対応準備は常に前倒しで取り組めるよう計画しましょう。

特にこれらはTRENDなNEWSではありませんが、それぞれの経営者にとってその内容は毎度毎度新しいことなるうかと思えます。

「やらなきゃいけないと分かっているが日々が精一杯で…」が常態の皆様、今年こそは是非トライです！

## 年金収入者の申告不要制度（関川）

平成 23 年度の税制改正に伴って、年金収入のある人が以下の条件に当てはまった場合に、確定申告をしなくても良くなりました。

- |  |
|--|
| 1．公的年金等（ 1 ）の所得を得ていること                   |
| 2．収入金が 400 万円以下であること                     |
| 3．公的年金等の収入以外に得ている所得金額（ 2 ）が 20 万円以下であること |

- 1 公的年金等・・・国民年金、厚生年金、共済年金等のこと  
2 所得金額・・・収入金額から経費等を控除した残りの金額

この制度によって、申告書を作成したり、税務署へ書類を提出する手間は省けるようになりました。だからと言って、所得税がゼロになるということではありません。また、住民税は申告する必要がありますので注意しなければなりません。

上記の条件に当てはまったとしても、年金受給の際に源泉所得税が徴収されている場合、国民健康保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等を支払っていると、年金所得から差し引くことができ税金が還付される可能性があります。また、住民税も減額できる可能性があります。

本当の意味で申告しないほうが楽で得なのか、一度検討してみる必要があります。「内容を見てもよく分からない」ということでしたら、お気軽にご相談ください。

そろそろ確定申告シーズンですね。確定申告のことで気になることは何でもご相談ください！

## 平成 23 年度税制改正の追加成立事項（村形）

平成 23 年度の税制改正において未成立であった事項のうち複数が昨年 11 月末に成立し、同年 12 月に公布されました。そのうち、法人課税関係で重要性の高いものを下記に挙げました。

### 法人税率の引き下げと復興特別法人税の創設

下図の のように法人税率が引き下げられ、それと同時に の復興特別法人税（引き下げ後の税率の 10%）が加算され、結果として の税率が適用されることとなります。

【平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用】

	改正前	改正後	復興特別法人税部分（1×10%）	実質的な税率
基本税率	30%	25.5%	2.55%	28.05%
軽減税率	18%	15%	1.5%	16.5%

### 減価償却制度の見直し

改正前の「250%定率法」から「200%定率法」に変わることによって、償却率が下がるため減価償却費の計上金額がこれまでより少ない金額になります。

【平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する資産から適用】

### 欠損金の繰越控除期間の延長

改正前の 7 年から 9 年に延長されます。

【平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金から適用】

ご不明点等がございましたら、イースリーパートナーズまでお気軽にお問合せ下さい。

【高槻本部】 TEL 072-686-5131 【大阪事務所】 TEL 06-6654-6805 【京都事務所】 TEL 075-354-8455

イースリーパートナーズみんなのブログ更新中です <http://e3-partners.seesaa.net/>